

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 恵子
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目 8番 1号
【電話番号】	(054) 366 1030
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 孝明
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目 8番 1号
【電話番号】	(054) 366 1030
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 孝明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第113回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額減少の件

1. 減少する資本金の額に関する事項

資本金の額1,337,000,000円のうち1,237,000,000円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とする。

2. 資本金の額の減少の効力発生日

平成27年8月1日(予定)

第2号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金8円 総額51,777,232円

第3号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第25条(取締役の責任免除)及び第33条(監査役の責任免除)の規定を変更する。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、鈴木恵子、鈴木武夫、鈴木孝明、大石透、掛下肇彦、鈴木浩之、伏見民生、星田真一、山田博久の9氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	53,894	193	0	96.38	可決
第2号議案	53,920	167	0	96.43	可決
第3号議案	53,912	175	0	96.42	可決
第4号議案					
鈴木 恵子	53,894	193	0	96.38	可決
鈴木 武夫	53,894	193	0	96.38	可決
鈴木 孝明	53,894	193	0	96.38	可決
大石 透	53,894	193	0	96.38	可決
掛下 肇彦	53,894	193	0	96.38	可決
鈴木 浩之	53,894	193	0	96.38	可決
伏見 民生	53,894	193	0	96.38	可決
星田 真一	53,894	193	0	96.38	可決
山田 博久	53,894	193	0	96.38	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 1 第1号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 2 第2号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当社が行った上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づく委任状勧誘による委任状の受任者を含む当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上